

概要

被災者に発病した「うつ病エピソード」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日に「うつ病」を発病し、通院治療を続けていたが、平成〇年〇月〇日に自殺した。請求人は、亡夫の「うつ病」は、上司との人間関係が原因であるとして、遺族補償年金及び葬祭料の請求をしたが、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

被災者は、上司からの過剰な要求、命令、罵倒などにより、「うつ病」を発病し、自殺に至ったものであるから、発病の原因が業務によるものであることは明らかである。

3 原処分庁の意見

(1) 被災者は、平成〇年〇月上旬頃に ICD-10 の「F32 うつ病エピソード」を発病したものと判断される。

(2) 発病前おおむね6か月間に、心理的負荷が極度のものや極度の長時間労働に当たる「特別な出来事」は認められない。

(3) 被災者は、上司から厳しい指導を受けていたことが認められ、これは具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、上司の指摘等に業務指導の範囲を逸脱した言動等は確認できなかったことから、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

また、被災者は、平成〇年〇月に昇進したことが認められ、これは具体的出来事の「自分の昇格・昇進があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」であり、昇進から発病まで極めて短期間であること、昇進に伴い被災者の経歴や経験と乖離した責任が課せられた等の事実も認められないことから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

さらに、被災者は、商品の欠陥について顧客からクレームを受け、その対応を行っていたことが認められ、これは具体的出来事の「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、当該クレームに係るトラブルによる会社の損失は少なく、また、その対応に困難を極めたとまでは言えないことから、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

これらの出来事を総合評価すると、心理的負荷の強度が「中」である出来事が2つあるが、「強」と評価するには至らず、「中」と判断した。

(4) 業務以外の心理的負荷、個体側要因は認められない。

4 審査官の判断

(1) 被災者は、平成〇年〇月上旬頃に ICD-10 の「F32 うつ病エピソード」を発病したものと判断する。

(2) 発病前おおむね6か月間に、心理的負荷が極度のものや極度の長時間労働に当たる「特別な出来事」は認められない。

(3) 被災者は、上司から業績目標の未達成などに対して厳しく指導を受けていたことが同僚等からの証言で確認でき、この出来事は「上司とのトラブルがあった」に該当する。しかし、上司に被災者の人格や人間性を否定するような言動はなく、当該指導が業務指導の範囲を著しく超えるものであった等の状況は認められないことから、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

また、被災者は、平成〇年〇月に昇格しており、この出来事は、「自分の昇格・昇進があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。被災者は、昇進によって責任が重くなったことはあるものの、業務量については変化がなかったこと、昇進後の業務内容は、被災者のこれまでの経験と著しく乖離した責任が課せられるものではなかったことから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

さらに、被災者は、平成〇年〇月頃から、商品の欠陥について顧客からクレームを受け、その対応に当たっていたことが認められ、この出来事は「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。しかし、クレームによる損失額は大きなものではなく、事業場として重大なトラブルとまでは言えないものと推測できること、当該クレーム処理により被災者が現地に赴いたのは1～2回程度であり、著しく時間外労働が増えたといった状況もなかったことが同僚等の証言から確認でき、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

以上のとおり、業務による出来事の心理的負荷の強度は、「上司とのトラブルがあった」は「中」、「自分の昇格・昇進があった」は「弱」、「顧客や取引先からクレームを受けた」は「中」であり、全体評価としては「中」と判断する。

- (4) 業務以外の心理的負荷は確認できず、個体側要因についても特段の問題は認められない。
- (5) 以上のとおり、被災者に発病した「うつ病エピソード」は業務上の事由によるものとは認められない。